

財団法人 波多野ファミリスクール寄付行為

(昭和52年7月16日改訂)

第 1 章 総 則

第1条 この法人は、財団法人波多野ファミリスクールという。

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区下落合2丁目14番22号におく。

第 2 章 目的および事業

第3条 この法人は、日本における育児・家庭教育の状況およびその人格形成に及ぼす影響に関する研究、調査ならびに、その成果に基づく健全な人間の育成のための指導を行い、もってわが国教育・文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (i) 日本の育児の現状およびその向上発展の施策に関する調査。
- (ii) 人格形成に及ぼす家庭教育の影響の研究調査。
- (iii) 教諭、保母および各種グループの指導者の指導と研修。
- (iv) 児童等の健康管理に関する相談および児童等に対する安全教育の推進。
- (v) 幼稚園等における幼児と母親の指導。
- (vi) 講演会、講習会等の開催ならびに講師の派遣およびあっせん。
- (vii) 雑誌、単行本、資料等の刊行。
- (viii) 研究所、相談所等の維持経営。
- (ix) 波多野ファミリスクールセンターの設置経営。
- (x) その他目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 資産および会計

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (i) この法人設立当初設立者の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産。
- (ii) 資産から生ずる果実。
- (iii) 事業にともなう収入。
- (iv) 寄付金品。
- (v) その他の収入。

- 第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。
2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
 4. 寄付金品であつて、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。
- 第7条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。
- 第8条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。
- 第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実および事業にともなう収入等運用財産をもって支弁する。
- 第10条 この法人の事業計画およびこれにともなう収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届けなければならない。
2. 事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。
- 第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。
2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。
- 第12条 収支予算で定めのあるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。
- 第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 4 章 役員、評議員および職員

第14条 この法人には、次の役員をおく。

- (i) 理事 10名以上15名以内（うち理事長1名、常務理事2名）
- (ii) 監事 2名

第15条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選によって理事長1名、常務理事2名を定める。

第16条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

- 2. 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
- 3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。

第17条 理事は理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

- 2. 監事は、理事会または評議員会に出席して意見を述べることができる。

第19条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4. 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員会および理事会の議決によって、これを解任することができる。

第20条 この法人には、評議員35名以上45名以内をおく。

- 2. 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
- 3. 評議員には、第19条の規定を準用する。この場合には、同条の規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第21条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対して必要と認める事項について助言する。

第22条 この法人に会長1名、副会長・顧問および参与若干名をおくことができる。

- 2. 会長および副会長は、理事会がこれを選出し委嘱する。
- 3. 会長は、この法人の最高方針について理事長に示唆を与えるものとする。
- 4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事由があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順序に従って会長の職務を代行する。
- 5. 顧問は、理事長の推せんに基づき理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

また参与は、理事長の推せんに基づき、3分の2以上の理事の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。

6. 顧問および参与は、理事長の要請あるときは理事会に出席し、会務について理事長の諮問に答えまたは助言する。

7. 会長・副会長・顧問・参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第22条の2 この法人に協力会員をおくことができる。

2. 協力会員は、この法人の目的に賛同し、財政その他の面でこの法人に、寄与するものとする。

3. 協力会員は、理事長がこれを委嘱または承認する。

4. 協力会員の会費その他は、別に定める細則による。

第23条 この法人の事務を処理するため、事務職員をおく。

2. 職員は、理事長が任免する。

第24条 役員および職員は、有給とすることができる。

第 5 章 会 議

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意見を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条 次に掲げる事項について、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(i) 事業計画および収支予算についての事項。

(ii) 事業報告および収支決算についての事項。

(iii) 不動産の買入れ、または基本財産の一部処分、もしくは担保提供についての事項。

(iv) その他法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項。

2. 第25条および第26条の規定は、評議員会に準用する。この場合において

第25条および第26条の規定中、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第 6 章 寄付行為の変更ならびに解散

第29条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第30条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第31条 この法人の解散にともなう残余財産は、理事全員の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 7 章 補 則

第32条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

上記は当財団法人の寄附行為の原本の内容と相違ありません。

東京都新宿区下落合2-14-22

財団法人 波多野ファミリスクール

理事長 小島 章伸